

【小規模事業者持続化補助金（一般型）】のご案内（令和4年度実施） 京都府商工会地域用 令和4年10月6日版

1. 【小規模事業者持続化補助金】とは？

小規模事業者の皆さんが経営計画に基づいて取り組む販路開拓などの取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助金として交付する事業です。今回で9年目です。地域の商工会の支援を受けながら実施することが特徴です（会員・非会員は問いません）。今回は応募申請枠が6つになり、補助金額が最大200万円とパワーアップしています。

2. 補助対象となる事業者は？

▶ 商工会地区の小規模事業者であること

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

▶ 商工業の個人事業主、営利法人であること

補助対象となりうる者	株式会社、合同会社、有限会社、企業組合、個人事業主など
補助対象とならない者	医療法人、社会福祉法人、学校法人、系統出荷のみの農家など

3. どのような取り組みに補助金が交付されるのですか？

(1) 対象となる経費は下記の11種類です

- ①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会出展費 ⑤旅費
⑥開発費 ⑦資料購入費 ⑧雑役務費 ⑨借料 ⑩設備処分費 ⑪委託・外注費

(2) 具体的な補助金活用事例を記します（除外要件もありますので公募要領を参照ください）

- ①サービス拡大のための機械装置の導入
- ②高齢者を念頭に置いた座敷用椅子・テーブルの導入
- ③屋根診断用に専用ドローンの導入
- ④整骨院や美容院、エステサロン等の店内物販コーナー用の什器や照明の購入
- ⑤テイクアウト事業用に温冷ショーケースの導入
- ⑥チラシの配布、タウン情報誌への広告、道案内を兼ねたPR看板の設置
- ⑦観光・体験メニューのリーフレットの作成、配布
- ⑧販路開拓のための自社Webサイトのスマホ・タブレット対応
- ⑨展示会出展のための出展費用やアルバイト雇入れ代、交通費や宿泊費
- ⑩販路開拓の商談や新商品開発の調査のための出張旅費
- ⑪新商品の開発（ハラール対応のメニュー開発、自社生産布地でカバン等の制作）
- ⑫ロゴマーク作成、包装紙・化粧箱パッケージ等のデザイン
- ⑬商品説明会のための会場借料
- ⑭遊休設備を処分してスペースを確保しショールームを拡大
- ⑮古い納屋を改装してワークショップ等の体験メニューの提供
- ⑯お客様用トイレを温水洗浄便座に改修
- ⑰客室専用露天風呂の設置
- ⑱順番待ち客用のテント屋根、待合用ベンチの設置
- ⑲移動販売のための車両改装工事
- ⑳店舗改装、スロープ・自動ドア設置等のバリアフリー工事

※パソコン、タブレット、事務用プリンター、PC周辺機器等汎用性の高いものは補助対象外です

※社会保険（健康保険・介護保険等）が適用される領域の取り組みは補助対象外です

※ウェブサイト関連の経費は補助金交付申請額の1/4が上限となります

4. 申請枠にはどのようなものがあるのですか？

	一般枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3（赤字事業者は3/4）	2/3	2/3	2/3	2/3
補助上限額	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	100万円
備考	申請要件や必要な手続きに関しては公募要領をご覧ください					

5. 補助金の申請手続きを教えてください

(1) 受付締切は次の通りです（応募は電子申請または郵送）。

第10回受付締切 ⇒ 令和4年12月9日（金）

第11回受付締切 ⇒ 令和5年2月下旬

※商工会からの支援計画書の発行が前提となりますので締切一週間前までには手続きを終えてください。

※同一事業者からの応募は1件とします。

(2) 申請書提出先 **ご注意！ 商工会議所地域の方は最寄りの商工会議所にお尋ねください**
提出先を誤ると不採択となりますのでご注意ください

①電子申請

Jグランツ（補助金申請システム）による応募 申請先アドレスは公募要領に記載

②郵送申請

京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局
〒600-8009 京都市下京区四條通室町東入函谷鉾町 78 番地
京都経済センター3F 311 号室 Tel：075-205-5418

★京都府商工会地域の方の公募要領のダウンロード先：<https://www.kyoto-fsci.or.jp/>

6. 補助金の審査・採択はどのようなになるのですか？

(1) 提出された公募申請書を外部有識者にて書面審査を実施した後、全国商工会連合会で決定。書面審査は申請書類が全て揃った申請書に対して、下記の観点で行います。

- ①自社の経営状況分析の妥当性
- ②経営方針・目標と今後のプランの適切性
- ③補助事業計画の有効性
- ④積算の透明・適切性

(2) 下記に該当する場合に政策的に加点を行います

（申請要件や必要な手続きに関しては公募要領をご覧ください）

- ①パワーアップ加点 ②赤字賃上げ加点 ③経営力向上計画加点 ④電子申請加点
- ⑤事業承継加点 ⑥過疎地域加点 ⑦事業環境変化加点

(3) 応募者に採択・不採択の結果を通知します。

（採択案件は事業内容をWeb等で公表）※審査結果の問い合わせには応じられません。

(4) 交付決定を通知します。（各締切の事業実施期間は下記のとおりです）

第10回受付締切 ⇒ 交付決定日～令和5年7月31日（月）

第11回の受付締切分は後日発表されます

本案内文は商工会地域の事業者向けです。商工会議所地域の事業者は最寄りの商工会議所にお尋ね下さい